

第 2 号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の目次、章及び項に対応する改正前の欄の目次、章及び項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の目次、章及び項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p>	<p>上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条 第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条 第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</p> <p>第5章 雑則(第13条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要</p>

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により、公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて管理者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著

当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

しい支障が生ずること。

当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとす

る。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例(昭和39年条例第14号)第14条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職

前号に掲げる職に準ずる職として任命権者が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項にお

いて「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の

末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同

じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の管理者が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)に採用することがで

附 則
2 略

きる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認

認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の</u></p>

1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和39年条例第10号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項、項の表示及び見出しに対応する改正前の欄の項、項の表示及び見出しが存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項、項の表示及び見出しを加える。

改正前	改正後
附 則 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年5月10日から適用する。	附 則 (施行期日) この条例は、公布の日から施行し、昭和39年5月10日から適用する。 (降給に関する経過措置) 2 当分の間、次に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例(昭和39年条例第14号)附則第7項の措置 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和53年条例第5号)附則第2項の措置 3 前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条に対応する改正後の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の条を削る。
- (3) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。)の給料月額は、<u>その者</u>に適用される給料表の<u>再任用職員</u>の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、<u>その</u></p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>8</u> 第4項から前項までの規定にかかわらず、60歳以上で組合規則で定める年齢を超える職員の昇給は、当該年齢に達した日後に最初に到来する4月1日以降は行わない。</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の項に掲</p>

者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第1号。以下「勤務時間、休日等条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条 略
(通勤手当)

第10条 略

2 略

前項第2号に掲げる職員 次の表の区分の欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の支給額の欄に掲げる額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあつては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減

げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第1号。以下「勤務時間、休日等条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条 略
(通勤手当)

第10条 略

2 略

前項第2号に掲げる職員 次の表の区分の欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の支給額の欄に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあつては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た

じた額)

(時間外勤務手当)

第13条 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第17条の4 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

(勤勉手当)

第17条の7 略

2 略

前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

額を減じた額)

(時間外勤務手当)

第13条 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第17条の4 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

(勤勉手当)

第17条の7 略

2 略

前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

前項の職員のうち再任用職員 当該
再任用職員の勤勉手当基礎額に100分
の45を乗じて得た額の総額

(再任用職員についての適用除外)

第17条の9 第8条、第9条及び第9条の3の
規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

6 略

前項の職員のうち定年前再任用短時
間勤務職員 当該定年前再任用短時間
勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の
45を乗じて得た額の総額

(定年前再任用短時間勤務職員について
の適用除外)

第17条の9 第8条、第9条及び第9条の3の
規定は、定年前再任用短時間勤務職員に
は適用しない。

附 則

6 略

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職
員が60歳に達した日後における最初の4
月1日(附則第9項において「特定日」と
いう。)以後、当該職員に適用される給
料表の給料月額のうち、当該職員の属す
る職務の級及び当該職員の受ける号給に
応じた額に100分の70を乗じて得た額(当
該額に、50円未満の端数を生じたときは
これを切り捨て、50円以上100円未満の
端数を生じたときはこれを100円に切り
上げるものとする。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適
用しない。

臨時的に任用される職員その他の法
律により任期を定めて任用される職員
及び非常勤職員

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定
年等に関する条例(昭和59年条例第6
号)第9条第1項又は第2項の規定により
同条第1項に規定する異動期間(同項又
は同条第2項の規定により延長された
期間を含む。)を延長された同条例第6
条に規定する職を占める職員

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(組合規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月

額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条の4第5項(第17条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第17条の4第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

14 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に

	関し必要な事項は、組合規則で定める。
--	--------------------

第5条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 5 3 年条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項及び項の表示に対応する改正前の欄の項及び項の表示が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項及び項の表示を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(<u>再任用職員についての適用除外</u>)</p> <p>第 19 条 第 5 条 及び 第 5 条 の 3 の 規 定 は、 地 方 公 務 員 法 <u>第 28 条 の 4 第 1 項、 第 28 条 の 5 第 1 項 又 は 第 28 条 の 6 第 1 項 若 し く は 第 2 項</u> の 規 定 に よ り 採 用 さ れ た 職 員 に は 適 用 し ない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外</u>)</p> <p>第 19 条 第 5 条 及び 第 5 条 の 3 の 規 定 は、 地 方 公 務 員 法 <u>第 22 条 の 4 第 1 項 又 は 第 22 条 の 5 第 1 項</u> の 規 定 に よ り 採 用 さ れ た 職 員 に は 適 用 し ない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給料については、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例附則第 7 項、第 8 項及び第 14 項の規定の例により管理者が別に定める。</p>

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 7 条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号 (以下「改正前の号」という。) の表示及びそれに対応する改正後の欄の号 (以下「改正後の号」とい

う。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。

(2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分に対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の太線で囲まれた部分を削る。

(4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第6号)第4条の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>— 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第6</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第6号。以下「定年条例」という。)第4条の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>定年条例第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。第9条第3号において同じ。)を占める職員</p> <p>— 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>定年条例</u>第4条の規定により引き続き勤務している職員</p>
<p><u>年等に関する条例(昭和59年条例第6</u></p>	<p><u>き勤務している職員</u></p>

号)第4条の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 略

第4条 第3項 及び第 6項	略	
第4条 第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条 第2項 第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略
第13条 第1項	略	
第13条 第4項	第2項	上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第16条

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 略

第10条 第2項 第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)
--------------------	-------------------	--

定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 略

第4条 第3項 及び第 6項	略	
第10条 第2項 第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略
第13条 第1項	略	

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 略

第10条 第2項 第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)
--------------------	----------------------	--

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第8条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

る条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>3 地方公務員法 <u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>3 地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u> (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、</p>

育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、組合規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、組合規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、組合規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、組合規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で組合規則で定める日数)</p> <p>(特別休暇)</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で組合規則で定める日数)</p> <p>(特別休暇)</p>
<p>第14条 略</p> <p>5 略</p> <p>斉一型短時間勤務職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)</u>及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)</p> <p>不斉一型短時間勤務職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。) 8時間</p>	<p>第14条 略</p> <p>5 略</p> <p>斉一型短時間勤務職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)</p> <p>不斉一型短時間勤務職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。) 8時間</p>

(上尾、桶川、伊奈衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 上尾、桶川、伊奈衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改

正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の再任用に関する条例(平成14年条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例

勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、管理者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の組合規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該組合規則で定める職にあっては、組合規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日 (以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。) までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年 (旧定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢) に達している者を、従前の勤務実績その他の管理者が定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者 (前 2 号に掲げる者を除く。) であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者 (前 3 号に掲げる者を除く。) であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用 (令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。) 又は暫定再任用 (この項若しくは次項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。次項第 5 号において同じ。) をされたことがある者

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しよ

うとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の管理者が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき、良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の管理者が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の管理者が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用するこ

とができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定め

る者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の組合規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条

例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該組合規則で定める短時間勤務の職にあっては、組合規則で定める者）を、新定年条例第 12 条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に新定年条例第 12 条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該組合規則で定める短時間勤務の職にあっては、組合規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 10 条 第 4 条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 7 項から第 14 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 11 条 暫定再任用職員のうち暫定再任用職員で地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される上尾、桶

川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第12条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条の4第3項の規定を適用する。

第16条 新給与条例第17条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含ま

れる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第17条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例第4条第3項及び第5項から第7項まで、第8条、第9条並びに第9条の3並びに新給与条例第4条第9項から第11項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第18条 第11条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第5条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（その他の経過措置の管理者への委任）

第21条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行

に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

令和5年2月15日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小野克典

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げること等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。